

山梨県立大学特別聴講学生規程

(平成22年4月1日制定 大学第2203号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学則（以下「学則」という。）第35条第3項並びに山梨県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第32条第3項の規定に基づき、山梨県立大学（以下「本学」という。）と他の大学又は短期大学（外国の大学又は外国の短期大学を含む。以下「他大学等」という。）との間で相互単位互換協定（以下「協定」という。）が成立した場合、当該他大学等の学生で本学の授業科目の履修を志望する者（以下「特別聴講学生」という。）に関し必要な事項を定める。

(他大学等との協定)

第2条 学則第35条第1項並びに大学院学則第32条第1項に規定する本学と他大学等との間で締結する協定は、次の各号に掲げる事項を含むものとし、学長が締結する。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 履修期間
- (3) 学生数
- (4) 出願手続及び出願書類
- (5) 科目履修の証明方法及び単位の認定方法
- (6) 授業料等費用の取扱方法
- (7) その他必要な事項

(入学の許可)

第3条 特別聴講学生の入学の許可は、協定に基づき、教授会又は研究科委員会の議を経て学

長が行う。

(受入時期)

第4条 受入れの時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(履修期間)

第5条 特別聴講学生の本学における履修期間は、履修する授業科目の開講年度又は開講学期の間とする。

(学生証の交付)

第6条 特別聴講学生には、学生証を交付する。

2 特別聴講学生は、交付された学生証を常に所持しなければならない。

(授業科目の履修の範囲)

第7条 特別聴講学生が、履修することのできる授業科目の範囲は、協定に定められた範囲とする。

(証明書の交付)

第8条 学長は、特別聴講学生が所定の授業科目の履修を修了したときは、協定に基づき、科目履修及び単位認定に関する証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第9条 特別聴講学生として聴講を許可された者は、公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程第2条第2項に定める授業料を、履修を認められた月に全額を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、他大学等との間の協定において、授業料を相互に不徴収とされた特別聴講学生については、授業料を徴収しない。

3 特別聴講学生の入学検定料及び入学料は、徴収しない。

(実験実習等の費用)

第10条 実験、実習等に要する費用は、特別聴講学生の負担とすることがある。

(身分の喪失)

第11条 特別聴講学生は、次の一に該当する場合、その身分を喪失する。

- (1) 履修期間が終了した場合
- (2) 在籍する他大学等において退学等により学生としての身分を失った場合
(許可の取消)

第12条 学長は、特別聴講学生が次の一に該当する場合は、教授会又は研究科委員会の議を経て、当該他大学等の長と協議の上、入学の許可を取り消すことができる。

- (1) 履修の見込みがないと認めるとき。
- (2) 特別聴講学生として、本学の学則等に違反し、またはその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他入学の趣旨に反する行為があると認められるとき。

(学生証の返却)

第13条 特別聴講学生は、前2条の規定により、特別聴講学生としての身分を喪失または取り消された場合、学生証を速やかに返却しなければならない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。